

戸籍記載の正確性の担保について

1 疑義のある届出に係る審査の在り方

(1) 現状

古くから虚偽の出生届等について、運用上の防止措置がとられてきていたが、近年、虚偽の養子縁組届、婚姻届、認知届等の防止の要請が高まっている。しかし、市区町村長の審査には限界があるため、こうした虚偽の届出に係る法務局の実体調査が重要性を増してきている。各種届出における「虚偽」の意味に関する理解の状況と併せ、以下説明する。

なお、ここでは、届出人の一方の署名押印が冒用されるなど、届出人に届書を提出する意思が全くない事案（注1）ではなく、届出人らが通謀して届出事項を偽装する事案を念頭においている。

（注1）こうした事案については、平成19年の戸籍法改正により、本人確認、市区町村の窓口に出頭したことを確認することができない届出人に対する受理通知及び不受理申出の各制度が整備されている（法第27条の2）。

ア 市区町村長の審査権について

市区町村長は、創設的届出について、届出が実質的要件及び形式的要件を共に具備しているかを審査することとなるが（注2）、①当事者間に婚姻意思や縁組意思があることなど、実質的要件の全てが審査の対象となるか、②届書及びその添付書面（法第38条、第49条第3項、第86条第2項等参照）、戸籍簿、除籍簿等の記載、届出人に提出させた戸籍謄本等その他の書類（規則第63条参照）等の戸籍関係法令上当然に審査資料として予定されている書類以外の資料を基礎に審査をすることができるかについては明文がなく、争いがある。

学説・実務家の見解は分かれており、①又は②について消極に解する見解は、その主な論拠として、これを積極的に解すると届出の画一的かつ迅速な処理を阻害する要因となること、届出人に不便を感じさせることを挙げる。一方、①又は②について積極的に解する見解は、その主な論拠として、虚偽の届出を防止し、戸籍の記載の正確性を担保すべきこと、市区町村長がその職務を行うに当たり確実に知り得た事実に基づき届出事項が明らかに虚偽であると認められる場合に、当該届出を受理しないことは戸籍法上禁じられていないことを挙げる。

判例上、「実質的審査権をもたない戸籍吏（市区町村長）は、内縁関係の実質を調べるわけにはいかない」と言及したものがあるが（注3）、「実質的審査権」の内実は明らかにされていない。一方、①に関しては、市区町村長は、届出事項が虚偽であることの明らかな場合には戸籍の記載を拒むことができると判示した裁判例（注4）がある。②に関しては、消極説に立つとみられる裁判例（注5）があるが、市区町村長は、届書や戸籍謄本により生じた疑問を解決するために必要な資料の収集をすること

ができ、これは権限であるが義務ではないとする裁判例（注6）もある。

実務上、①に関しては、創設的届出について、あらかじめ届出人とされる者から不受理申出がされている場合には、その後届出がされても届出意思がないものとして不受理として取り扱ってきたところである（注7）。また、縁組意思を欠く虚偽の養子縁組について、法務局に受理照会をした上で、不受理とする取扱いが開始されている（平成22年12月27日付け民一第3200号民事局長通達（以下「3200号通達」という。）。したがって、婚姻意思や縁組意思の有無が審査の対象となることを前提としている。

②に関しては、これを一般的に認める例は稀であるが、届出人が氏の変更後の住民基本台帳カード等の交付を必要以上に早急に求めてくることを、偽装縁組を認定するための一資料とすることを前提とした取扱い（注8）がある。もっとも、實際上、戸籍関係法令上当然に審査資料として予定されている書類以外の資料を市区町村長が入手することは困難な場合が多いと考えられる。なお、市区町村長からの照会に対する法務局の指示そのもの（法第3条第2項後段）が審査の資料となると説明する考え方もある。

（注2）例えば、婚姻、協議離婚、養子縁組及び協議離縁の届出につき、民法その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ受理することができない（民法第740条、第765条第1項、第800条、第813条第1項）とされており、市区町村長は、届出の法令違反の有無について審査をしなければならない。このほか、戸籍法上、届書の記載の欠缺について、それが「特に重要であると認める事項」であるときは受理することができない旨の規定（法第34条第2項）があり、この点についても審査することになる。

（注3）最高裁判所昭和29年1月21日第一小法廷判決・民事判例集8巻1号87ページ

（注4）大審院大正7年7月26日判決・刑事判決録24集1016ページ、名古屋高等裁判所昭和49年7月3日決定・家庭裁判月報27巻5号125ページ

（注5）前掲名古屋高等裁判所昭和49年7月3日決定

（注6）大阪家庭裁判所平成26年7月23日審判・公刊物未登載

（注7）昭和51年1月23日付け民二第900号民事局長通知等により運用上不受理申出制度が定着していたところ、平成19年の戸籍法の改正によって明文化された（法第27条の2第3項から第5項まで）。

（注8）平成22年12月27日付け民一第3201号民事局民事第一課長依命通知第2の3（2）参照

イ 法務局における実体調査について

アのとおり、市区町村長においては、基本的に書面による審査を行うものとされ、実務上、市区町村長の審査において疑義が生じる場合には、法務局において、届出関係者の供述を聴取するなどの調査をした上で、届出を受理すべきか否かについて指示等（法第3条第2項）をすることがある。しかし、法務局においてどの程度の調査を行う権限があるかについては明文がない。

典型的に市区町村長が法務局に指示を求め、法務局において事実を調査した上、受

理すべきかについて指示をすべきとされている主な例として、次のような場合がある。

- ① 子が学齢に達した後に出生届が提出された場合（注9）。
- ② やむを得ない事由によって、出生届又は死亡届に出生証明書又は死亡診断書若しくは死体検案書が添付されていない場合（法第49条第3項ただし書、第86条第3項）（注10）
- ③ 短期間に成年同士の養子縁組を繰り返し行っている者が届出人になっているなど、虚偽の養子縁組であると疑われる場合（3200号通達）
 （注9）昭和34年8月27日付け民事甲第1545号民事局長通達。重複した届出や、外国人を日本人の子とする虚偽の出生届を防止することを目的とする。
 （注10）昭和23年12月1日民事甲第1998号民事局長回答

ウ 「虚偽」の届出の意味について

（ア）出生届・死亡届

出生届，死亡届については，出生・死亡という客観的事実について事実と異なる届出を行った場合には，虚偽の届出となり，受理することができない。

（イ）認知届

認知届（胎児認知届を含む。）については，少なくとも最近の戸籍実務においては，認知者と被認知者との間の生物学上の父子関係がない届出であることが発覚した場合には，認知は無効であると解して戸籍訂正手続がとられている（注11）。

（注11）生物学上の父子関係のない認知は，認知の無効を宣言する裁判によってのみ無効となるものと解する見解（形成無効説）もあるが，最近の戸籍実務は，上記認知は，当初より親子関係を生じず，判決を待たずに先決問題として主張できると解する見解（当然無効説）をとっていると考えられる（平成20年12月18日付け法務省民一第3302号民事局長通達第2参照）。

（ウ）婚姻届，養子縁組届

i 婚姻意思・縁組意思の意義

婚姻又は養子縁組の実質的要件として，当事者間における婚姻意思又は縁組意思の合致のあることが求められると解されている（民法第742条第1号，第802条第1号参照）。

その意義については，婚姻意思に係る議論を中心として，以下のとおり，学説上見解が分かれており，従来の通説は実質的意思説であるが，近年は法律の定型説が有力とされる。

- ① 実質的意思説：社会通念上夫婦又は親子と認められる関係を形成する意思
- ② 形式的意思説：婚姻届又は養子縁組届を提出する意思
- ③ 法律の定型説：民法上の定型（民法によって規定された法律効果）の全部又は一部に向けた意思

判例は，婚姻意思又は縁組意思とは，当事者間において真に社会観念上夫婦

であると認められる関係又は養親子関係の設定を欲する効果意思をいい、届出自体については当事者間に意思の合致があったとしても、それが単に他の目的を達するための便法として仮託されたものにすぎないときは、婚姻又は養子縁組は無効とする（注12）。この判例は、一般的には実質的意思説に立つものと説明されることが多い。

（注12）最高裁判所昭和44年10月31日第二小法廷判決・民集23巻10号1894ページ、同昭和23年12月23日第一小法廷判決・民集2巻14号493ページ参照。

ii 3200号通達の立場について

3200号通達は、氏の変更を目的とする縁組意思のない養子縁組届をする事案が頻発し、詐欺事件等の犯罪の温床となることが問題とされたことを受けて発出されたもので、法務局において縁組意思の有無について調査をするものである。調査においては判例の見解が前提とされており、法務局において、氏の変更のみを目的とするなど（注13）、単に他の目的を達するための便法として仮託された養子縁組であって縁組意思がないと判断することができる場合には、市区町村長に対し、当該養子縁組届を不受理とすべき旨を指示している。

（注14）

（注13）3200号通達に基づく取扱いにより不受理とされた例として、親族として刑務所に収容されている者と面会を行う目的で養子縁組をしたものも多い。

（注14）3200号通達に基づく取扱いにより不受理とされ、届出人が家庭裁判所に対して不服申立て（法第121条）をした事案のうち、確認された7件の事件の全てで申立てが却下されている。例えば、養子となる者が届出までの約10年間に4度の縁組をしていたことなどから3200号通達による取扱いの対象となり、養子縁組届が不受理となった事案について、法務局において聴取した出会いの経緯、生活状況から、届出人らの間には親子関係を創設するに足るほどの人間関係が構築されていたとは認められないこと、縁組届の提出と取下げを繰り返して行動が明らかに不自然であり、直ちに縁組をすべき具体的必要性がないのに縁組の成立を強くかつ早急に求める態度が極めて不合理であること、2組の縁組関係を解消しないまま、かつ、最後の縁組から1年も経たないのに養親子関係を創設しようとするのは著しく不合理であるとして、縁組意思を否定し、申立てを却下した裁判例（京都家庭裁判所平成24年11月9日審判・公刊物未登載）がある。

（エ）協議離婚届、協議離縁届

協議離婚又は協議離縁の実質的要件として、当事者間における離婚意思又は離縁意思の合致のあることが求められると解されている。

その意義については、婚姻意思に類似した学説の展開があるが、離婚意思に関し、判例は、戸主を変更するための方便や、従前と同額の生活保護金の支給を受けること等のための方便として離婚の届出がされたが、実質的な夫婦関係を継続した事案について、「法律上の婚姻関係を解消する意思」の合致があるから無効とはいえない

いとしており（注15）、実質的な夫婦関係を解消する意思までは求められていない。

（注15）最高裁判所昭和38年11月28日第一小法廷判決・民事判例集17巻11号1469ページ，同昭和57年3月26日第二小法廷判決・判時1041号66ページ

（2）問題点

近年、3200号通達の発出に代表されるような虚偽の養子縁組届の防止の要請（注16）のほか、虚偽の婚姻届（注17）、認知届（注18）等の防止の要請も高まっている。しかし、画一的かつ迅速に届出事件を処理しなければならない市区町村における審査には限界がある一方、市区町村において疑義を有した届出について受理照会を受ける法務局の実体調査権限については明文の根拠がない。これに対し、個人情報保護の観点から、明確な法的根拠を示さずに関係機関から情報の提供を受けることが困難になりつつあり、このため、法務局が関係機関と情報連携をする際に支障を生ずることがある。

そこで、関係人への質問や、他の行政機関等に対する協力要請など、実体調査の権限の根拠となる規定を設けることを含め、疑義のある届出に係る法務局（又は市区町村長）の実質的な審査の在り方について検討する必要がある。

（注16）平成22年12月27日から平成26年3月31日までの間に、3200号通達に基づき、養子縁組届の受否について法務局に受理照会をされ、既済となった944件のうち、受理指示となったものが51件、不受理指示となったものが725件、取下げとなったものが168件あり、法務局に受理照会する前に取下げとなったものが395件ある。偽装養子縁組について、刑事訴訟法第498条第2項ただし書の規定により市区町村に通知があった件数は、統計を開始した平成20年12月18日から平成26年12月31日までの累計で40件である。

（注17）日本人等との偽装婚姻によって在留特別許可を取得する事案が相当数発覚したため、平成21年の出入国管理及び難民認定法改正により、不法残留者が日本人と偽装婚姻をするなどの不正な手段により在留特別許可を受けた場合が在留資格の取消し事由として規定された（同法第22条の4第1項第5号）。偽装婚姻について、刑事訴訟法第498条第2項ただし書の規定により市区町村に通知があった件数は、統計を開始した平成20年12月18日から平成26年12月31日までの累計で448件に及ぶ。

（注18）平成20年の国籍法改正（国籍法第3条第1項の規定による国籍取得の要件について、従来日本人父の認知に加え、日本人父と外国人母の婚姻を求めているところ、日本人父の認知のみで足るものとしたもの）の際の衆議院法務委員会においては、「ブローカー等が介在し組織的に虚偽の認知の届出を行うことによって日本国籍を取得する事案が発生するおそれがあることを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう努めること。」との附帯決議がされている（参議院法務委員会も同様の附帯決議をしている。）。偽装認知について、刑事訴訟法第498条第2項ただし書の規定により市区町村に通知があった件数は、統計を開始した平成20年12月18日から平成26年12月31日までの累計で17件である。平成24年度中の2件中1件及び平成25年度中の3件は偽装胎児認知の事案であり、全て認知者を日本人、被認知者の母を外国人とするものであった。なお、平成26年度に入ってから通知が確認されていない。

2 戸籍訂正制度の在り方

(1) 現状

ア 戸籍訂正制度の概要（参考資料6）

戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があること（以下「訂正事由」という。）（注19）が発見された場合には、戸籍訂正の手続をとることとなる。訂正事項は様々であり、氏名、出生事項、死亡事項、父母欄、婚姻事項等の訂正のほか、国籍喪失事項の訂正や、複本籍を解消する訂正などもある。

この場合の戸籍訂正の手続は、原則として、利害関係人が家庭裁判所に対して戸籍訂正の許可を申し立て（法第113条）、その許可の裁判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をする（法第115条）ことによって行われる（以下、この手続を「訂正許可審判手続」という。）。これは、一般に、戸籍が人の重要な身分に関するものであるから、その訂正を関係者の意思に基づく慎重な手続によることとしたものと説明される。なお、創設的届出の無効により戸籍の記載に錯誤が生じるような場合には、申立権者は届出人又は届出事件の本人に限られる（法第114条）。これは、上記の者ら以外の利害関係人が、人事訴訟手続等によることなく、身分行為そのものである創設的届出の無効を主張することを認めるのは適当でないためと考えられる。

市区町村長において訂正事由を発見した場合でも、その戸籍訂正については、まずは届出人又は届出事件の本人にその旨を通知し（法第24条第1項。以下、この通知を「24条1項通知」という。）、まずは訂正許可審判手続によるべき建前となっている。また、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上訂正事由を知ったときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市区町村長にその旨を通知しなければならないとされているが、この通知を受けた市区町村長は、訂正事由のあることを確認の上、まずは届出人等に対して24条1項通知を行うこととなる。

職権による戸籍訂正は、24条1項通知をすることができない場合又は通知をしても戸籍訂正申請をする者がいない場合に限り、管轄法務局長等の許可を得て行うものとされている（法第24条第2項。以下、この手続を「職権訂正手続」という。）。これは、届出人等による戸籍訂正申請がされない場合にも、誤った戸籍の記載を放置しておくわけにはいかないためである。

一方、確定判決により戸籍訂正をすべきとき（注20）には、訴えを提起した者がその裁判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をすることとなる（法第116条第1項。以下、この手続を「確定判決による訂正手続」という。）。検察官が訴えを提起した場合には、裁判が確定した後に、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない（同条第2項）とされるが、この規定が適用される場面は見当たらないとされる（注21）。

なお、特殊な戸籍訂正として、父又は母が棄児を引き取った場合において、出生届と併せて行う戸籍訂正申請（法第59条）がある。

（注19）戸籍の記載が法律上許されないものであることとは、法律上戸籍に記載で

きない事項について記載されているものをいうとされる。

戸籍の記載に錯誤があることとは、戸籍の記載が事実と合致しないことをいうとされる。

戸籍の記載に遺漏があることとは、戸籍に記載することを要する事項の一部が脱漏されていることをいうとされる。

(注 20) 確定判決により戸籍訂正をすべきときとは、ある実体的身分関係の存否が裁判により遡及的に確定される場合(届出につき規定がある場合を除く。)であるとされる。具体的な例は以下のとおり。

- ・婚姻無効、協議離婚無効、婚姻関係存否確認
- ・嫡出否認、認知無効及び取消し、民法第 773 条の規定による父の確定、実親子関係存否確認
- ・養子縁組無効、協議離縁無効、養親子関係存否確認

(注 21) 戸籍の記載事項に関して検察官が訴え(申立てを含む。)を提起する場合は、以下の左欄の場合であるが、いずれも右欄の方法により戸籍に記載するものとされている。

検察官による訴え等	戸籍記載の方法
婚姻の取消し(民法第 744 条)	検察官の請求(法第 75 条第 2 項)
特別養子縁組の離縁(民法第 817 条の 10 第 1 項)	検察官の請求(法第 73 条第 2 項、第 75 条第 2 項)
親権喪失の審判(民法第 834 条)	裁判所書記官の嘱託(家事事件手続法第 116 条第 1 号、家事事件手続規則第 76 条第 1 項第 1 号)
親権停止の審判(民法第 834 条の 2 第 1 項)	裁判所書記官の嘱託(家事事件手続法第 116 条第 1 号、家事事件手続規則第 76 条第 1 項第 1 号)
管理権喪失の審判(民法第 835 条)	裁判所書記官の嘱託(家事事件手続法第 116 条第 1 号、家事事件手続規則第 76 条第 1 項第 1 号)
未成年後見人の解任(民法第 846 条)	裁判所書記官の嘱託(家事事件手続法第 116 条第 1 号、家事事件手続規則第 76 条第 1 項第 4 号)
親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を本案とする保全処分(家事事件手続法第 174 条)	裁判所書記官の嘱託(家事事件手続法第 116 条第 2 号、家事事件手続規則第 76 条第 2 項第 2 号)
未成年後見人の解任の審判事件を本案とする保全処分(家事事件手続法第 181 条、第 127 条第 1 項)	裁判所書記官の嘱託(家事事件手続法第 116 条第 2 号、家事事件手続規則第 76 条第 2 項第 3 号)

イ 歴史的経緯

大正 4 年に施行された旧戸籍法においても、戸籍訂正に係る規定は、現行法とほぼ同様の内容であった(旧戸籍法第 39 条、第 164 条から第 168 条まで)。ただし、当時は家庭裁判所が存せず、また、市区町村長による戸籍事務の監督は、管轄区裁判所の 1 人の判事又は監督判事が行うものとされていたため(旧戸籍法第 3 条)、戸籍訂正の許可は、申立てによる場合も職権による場合も区裁判所が行うものとされていた。

戦後の新憲法及び裁判所法の制定により、裁判所が司法大臣の監督より脱し、司法と行政が完全に分離したことに伴い、裁判所の担っていた行政事務である戸籍事務の監督事務については、新設された司法事務所(後の法務局)に移管され、職権訂正手

続における戸籍訂正の許可は監督事務であるとして司法事務所が行うものとされたが、訂正許可審判手続における戸籍訂正の許可については、裁判事務であるため、家事審判所（後の家庭裁判所）が行うものとされた。

ウ 訂正許可審判手続について

（ア）一般的手続

戸籍訂正許可申立事件は、当事者の処分には委ねることができない性質の事件であるから、家事調停手続によることができない家事事件手続法別表第一の事件とされ（同法別表第一の124の項）、訂正を求める「戸籍のある地」（本籍地）の家庭裁判所のみが管轄を有する（同法第226条第3号）（注22）。

法第121条の規定による市区町村長による処分に対する不服申立事件の場合（家事事件手続法第229条第2項）とは異なり、市区町村長に対する意見聴取は必要とされていない。

戸籍訂正許可の裁判確定後1か月以内に戸籍訂正申請をしなければならないと規定されるが（法第115条）、申請義務者が明文で規定されておらず、戸籍訂正許可の申立人が申請義務者と解されている。届出事件の本人の本籍地又は申請人の所在地で戸籍訂正申請をすることができる（法第117条、第25条第1項）。

戸籍訂正許可の裁判の効力の及ぶ範囲は、主文に記載された事項に限られるため（注23）、当該訂正に伴い論理的に訂正すべき他の事項がある場合には、これも主文に含めなければ、再度訂正許可審判手続をとることになりかねない。このようなことから、実務上、主文には概括的な指示のみを掲げ、具体的な訂正方法は戸籍事務に通曉している市区町村長に委ねる運用がみられている。

（注22）管轄をまたぐ複数の戸籍の訂正を要する場合には、一部の戸籍についてのみ管轄を有し、他の戸籍について管轄を有していない裁判所に対し、併合して戸籍訂正許可の申立てをし、当該裁判所において自庁処理をすることとして併合審理をすることができるものと解される（家事事件手続法第9条第1項ただし書、第49条第3項）。

（注23）許可に係る訂正事項と同一の事項に関する限り、関連戸籍についても当該裁判に基づき戸籍訂正申請をすることができると解されている。

（イ）訂正許可審判手続と確定判決による訂正手続の関係について

親子関係が存在しないにもかかわらず戸籍面上父母として記載されている場合や、婚姻意思がなく婚姻が無効であるにもかかわらず戸籍面上夫婦として記載されている場合は、法第113条又は第114条の規定の文言上、無制限に訂正許可審判手続によることができるように読める。一方で、こうした場合には親子関係存否確認の訴えや婚姻無効確認といった人事訴訟手続又は家事事件手続法第277条第1項本文に定める合意に相当する審判手続により、確定裁判を得た上で、確定判決による訂正手続をすることが可能であるところ、両手続の関係は法文上明確にされていない。

嫡出否認の裁判手続によるべき場合など、戸籍の記載と異なる事実を主張するのに形成判決を要する場合に確定判決による戸籍訂正によらなければならないことには争いが無いが、それ以外の場合について争いがある。

従来の通説及び大審院判例（注24）は、戸籍訂正許可は、訂正事項が戸籍の記載自体で一見明白である場合（明白性の要件）又は訂正事項が軽微で訂正の結果親族法・相続法上重大な影響を生ずることのない場合（軽微性の要件）に限り認められるとするものとされるが、戦後は学説・裁判例が錯綜しており、最高裁判所の判例もないが、上記各要件のほか、関係者間に争いのないこと等を考慮する裁判例が多い。

明白性・軽微性の要件が求められる根拠としては、身分法上重大な影響のある場合には、非訟手続である訂正許可審判手続によるのではなく、訴訟手続によるのが原則であることが挙げられる。関係者間に争いが無いことが考慮されるのは、戸籍訂正許可の審判には既判力がなく（通説）、後日再び訂正事項が争われるおそれが残るためと考えられる。

これに対し、訂正許可審判手続によることを制限する明文の定めがないこと、戸籍の記載は実体的身分関係を確定するものではないから戸籍訂正をする前提として常に身分関係を確定させる必要はないこと、訂正許可審判手続において、家庭裁判所は事実の調査及び必要な証拠調べをして事実認定を行うものであり、合意に相当する審判手続とて審理内容はほとんど異ならないことなどから、訂正許可審判手続の適用範囲を制限することに批判が加えられている。

（注24）大審院大正5年2月3日決定・民事判決録22集156ページ、大審院大正5年4月19日決定・民事判決録22集156ページ参照

エ 職権訂正手続について

訂正事項が身分関係に重大な影響を及ぼす場合には、職権で戸籍訂正を行うことができないと解する見解もあるが、実務上は、十分な資料により訂正事由があると認められる場合には、職権訂正手続を行っている（注25）。もっとも、裁判による場合と異なり、審査資料に限界がある。

軽微な事項について戸籍面上顕著な誤記・遺漏がある場合の一定の類型については、管轄法務局長等の包括的な許可があるものとして、市区町村長限りでの戸籍訂正が認められている。

職権による戸籍訂正は、市区町村長による処分とは観念されておらず、法第121条の規定による不服申立てをすることはできない。この場合は、訂正許可審判手続によるものと解されている（注26）。

（注25）大阪高等裁判所昭和37年12月25日決定・家庭裁判月報15巻4号56ページ参照

（注26）東京高等裁判所昭和58年11月8日決定・家庭裁判月報36巻8号112ページ

(2) 問題点

ア 戸籍訂正制度の在り方全般について

(ア) 問題点

戸籍訂正制度の在り方全般に関する問題点として、以下の点が挙げられる。

- ① 訂正事由のあることが発見されているにもかかわらず、届出人等が訂正許可審判手続をとった上で戸籍訂正申請をするかどうかを見極めなければならない制度となっており（訂正許可審判手続をとっているかどうかを市区町村長が把握する術もなく、どの程度の期間見極めなければならないかも規定がない。）、虚偽の養子縁組届や婚姻届等が問題となっている昨今において、正確な身分関係を迅速に戸籍記載に反映することができない危険がある。
- ② 市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが保障されていないため、市区町村長による処分に対する不服申立事件や一般の行政訴訟事件に比して審理の充実が担保されておらず、また、戸籍事務を全国画一的に取り扱う要請への配慮が十分ではない。
- ③ 「戸籍のある地」（本籍地）を管轄する家庭裁判所においてのみ戸籍訂正許可の申立てをすることができるものとされており、必ずしも届出人等にとって利便性が高くない。なお、戸籍事務を処理するシステムを一元化した場合には、「戸籍のある地」との文言が本籍地を指すものと解することに問題が生じる可能性がある。
- ④ 訂正許可審判手続において主文に示されていない関連事項の訂正を行うことができず、改めて当該事項について訂正許可審判手続をとる必要が生じる場合があり得る。また、主文に概括的記載がある場合には、その効力がどの範囲に及び、どの範囲までの関連事項の戸籍訂正を行うことができるかが明らかにならない場合があり得る。
- ⑤ 職権訂正手続において、24条1項通知を受けた届出人又は届出事件の本人に対して弁明の機会が付与されていない。
- ⑥ 戸籍訂正関係規定の相互関係（特に訂正許可審判手続と確定判決による訂正手続の関係）が不明確である。

(イ) 対応の方向性

①ないし④の問題点に対しては、法務局において、戸籍訂正の第一次的判断を行うものとし、届出人等に不服がある場合には、家庭裁判所において事後的に審査するものとする考えられる。

現行法が戸籍訂正を原則的に裁判に係らしめる趣旨は、戸籍が人の重要な身分に関するものであるから、その訂正を関係者の意思に基づく慎重な手続によることとしたものであるが、関係人に対する告知等の機会や裁判所における不服申立ての機会を保障した上で、法務局の審査能力の範囲で慎重に判断することとして

も、上記のような要請に応えることができるとも考えられる。また、届出人等が戸籍訂正を行おうとする場合に、その申請を申請人の所在地を管轄する法務局において行うことができることなどとする事で、届出人等の利便性にも適うものと考えられる。さらに、関連事項の訂正も柔軟に行うことが可能となる。

上記のような制度とする場合には、以下の点等についても検討することを要する。

- i 届出人等が法務局に対して戸籍訂正（許可）の申請をするものとした場合に、戸籍訂正の申請権者をどのように定めるか（「利害関係人」「届出人又は届出事件の本人」等）。
- ii 法務局にどの程度の審査能力を付与すべきか（上記1の論点と関連する。）。
- iii 法務局の審査能力を超える場合の取扱いをどうするか（家庭裁判所において審査するとして、どのような事件類型によるべきか。）。
- iv 確定判決による戸籍訂正との関係をどのように整理するか（明白性・軽微性の要件等の枠組みを維持すべきか。）。
- v どのような手続とするか（告知等の機会の付与、不服申立ての対象となる処分の設定等）。

他方で、上記のような制度に対しては、事実の調査や証拠調べを行う必要のある事案について、行政に委ねるのは適当ではないとか、個人の重要な利益を適正に判断するには裁判所が適しているなどの指摘が考えられるが、どのように考えるか。

イ 法第116条第2項の規定について

適用する場面がないとされる法第116条第2項の規定を削除することが考えられるが、どのように考えるか。

3 人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方

(1) 現状（参考資料7）

戸籍に記載を要する人事訴訟の判決や家事審判が確定し、又は家事調停等が成立すると、多くの場合、戸籍の届出（裁判認知（法第63条）、裁判離婚（法第77条）等）又は確定判決による戸籍訂正申請（法第116条。婚姻無効、親子関係不存在確認等）をすることとなり、かつては戸籍記載の嘱託制度が存在しなかった。

しかし、昭和55年の家事審判法改正によって戸籍記載の嘱託制度（裁判所書記官が実施する。）が新設され、審判前の保全処分について、取引の安全を図るための公示を迅速に行うべく、戸籍記載の嘱託によるものとされた（現在の家事事件手続法第116条、家事事件手続規則第76条）。

以後、徐々に戸籍記載の嘱託による場合が拡張されてきており、平成15年の性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律の制定に伴い、性別の取扱いの変更について、

届出をすることが当事者の負担となるため、戸籍記載の嘱託によるものとされた。

さらに、平成23年の民法改正に伴い、親権喪失・停止等や未成年後見人の選任等について、関係人による適切な届出を期待することができないことなどのため、戸籍記載の嘱託によるものとされた。

なお、平成11年の民法改正及び後見登記等に関する法律の制定により、新たな成年後見・成年後見登記制度が開始され、成年後見人等の選任・解任の審判等については、裁判所書記官による登記嘱託によるものとされている（現在の家事事件手続法第116条、家事事件手続規則第77条）。

また、戸籍記載の嘱託の対象とならない場合でも、裁判の確定により報告的届出等を要する場合には、裁判所書記官から市区町村長に対し、裁判が確定した旨の通知がされる（家事事件手続規則第89条、第93条第2項、第94条、第95条、第100条、第119条、第130条第2項、第134条、第136条、人事訴訟規則第17条、第31条、第35条）。これは、届出義務者が報告的届出等を懈怠している場合に、市区町村長において届出の催告・職権による戸籍記載の手続（法第44条）を行う基礎とするためである。

なお、確定判決による戸籍訂正申請書には、関連戸籍を含めた全ての訂正事項を正確に記入する必要がある。

（2）問題点

戸籍に記載を要する裁判が確定した以上、既に身分上の実体と戸籍の記載の間にそごが生じており、速やかに裁判の結果を戸籍に反映する必要があるところ、現行制度では、多くの場合、届出や申請がない限り、実体が戸籍に速やかに反映されない（注27）。

そこで、人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載については、家庭裁判所からの嘱託を原則化することも考えられるが、その場合には、例えば、裁判離婚、裁判離縁の確定後、離婚事項・離縁事項を戸籍に記載する際に、あらかじめ婚氏・縁氏続称の届出（法第73条の2、第77条の2）や新戸籍編製の申出（法第19条第1項但書）を行っておくというニーズに対応することは困難であるなどの指摘もあり得る。そこで、人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方について検討する必要があると考えるが、どのように考えるか。

（注27）平成21年1月1日から同年12月31日までに27市区町村に対して提出された確定・成立した判決・審判・調停等に基づく報告的届出について、裁判の確定から届出までの日数が10日を超えた（届出期間中に届出のされていない）ものが全体の24パーセントあり、その平均日数は25.5日であった。なお、そのうち離婚事件の割合は、72.4パーセントである。